令和8年度

循環型社会形成推進事業費補助金

（再生材供給サプライチェーン構築支援事業）

【公募申請についての説明】

- 公募申請の一連の流れにおいて、特に重要な部分等を抽出し簡略的に説明します。
- 申請における留意点など詳細については必ず【公募要領、HPのよくある質問、応募申請の手引き】をご確認ください。

【公募期間】

令和8年9月18日(金)14時～令和8年10月16日(金)17時

再生材供給サプライチェーン構築支援事業事務局

（パシフィックコンサルタンツ株式会社）

目次

1. 補助事業の目的 2
2. 補助事業のスキーム 3
3. 事業スケジュール（公募公表～補助事業完了） 4
4. 公募する事業の対象 5
5. 補助対象事業の選定方法 14
6. 応募の方法 19
7. 交付決定 23
8. 問い合わせ先 24

1. 補助事業の目的

本事業は、使用済製品等からの重要な金属資源のリサイクルを促進するため、リサイクル設備等の導入を支援します。

これにより、**我が国の基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための再生資源サプライチェーンの強靭化**を目的としています。

喫緊の課題

リサイクル可能な資源の多くが海外流出、焼却、埋立されている現状

再生資源供給サプライチェーン強靭化のための設備等の導入を支援

- 廃棄物の解体・破砕・選別・焙焼等の処理施設の導入
- 再生資源の品質の分析設備の導入
- 廃棄物等の荷役、積替え・保管施設の導入等

日本国内への供給体制構築

必要な質・量の再生材を安定的に国内に供給可能な、循環型社会の形成

2. 補助事業のスキーム

本事業は、環境省補助事業の執行団体として、パシフィックコンサルタンツ株式会社が事務局（再生材供給サプライチェーン構築支援事業事務局）を務め、事業者の申請書類等の受付、審査、補助金交付等の業務を実施します。
なお、申請事業者は、交付決定後 【補助事業者】 となります。

事業者



申請事業者

交付決定後は
補助事業者
となる

申請・報告

補助

事務局
（再生材供給サプライチェーン
構築支援事業事務局）



執行団体

パシフィックコンサルタンツ
株式会社

申請・報告

補助

環境省



補助事業
実施主体

3. 事業スケジュール（公募公表～補助事業完了）

	令和8年							令和9年	令和9年
	9/18（金）	～	9/18（金）	～	10/16（金）	～	～	2/28（日）	3/10（水）
申請者	公募公表		公募受付開始	申請書類提出 ・申請書類の作成 ・見積書の取得 申請書類の不備や確認のやりとり	公募受付締切	本日の説明範囲 補助金交付申請 補助事業開始	対象機器の発注は交付決定日以降	補助事業完了期限	完了実績報告書提出期限
事務局				申請書類審査		審査委員会 採択通知書送付 2～3週間 交付決定通知書送付			

4. 公募する事業の対象（1） 補助対象事業の要件

補助対象事業の要件は、以下の①又は②となります。

補助対象事業		
①	廃棄物等から重要な金属資源等を再生利用することを目的に、廃棄物等の解体、破砕、選別又は焙焼その他の処理に係る設備、又は再生資源等の品質の分析設備を導入する事業 （以下**「再資源化等設備導入事業」**という。） ※国内に供給する再生資源の質又は量の向上に資するもの	 
②	廃棄物等を再生利用することを目的に、廃棄物等の荷役、積替え又は保管する施設を導入する事業 （以下**「物流保管施設等導入事業」**という。） ※廃棄物等の収集運搬の効率化もしくは国内に供給する再生資源等の質又は向上に資するもの	 

上記で導入した設備等により、国内に供給された再生資源等の質及び量等を把握し、それらの状況について、交付規定第16条に基づく事業報告書を指定の期日までに提出すること。

4. 公募する事業の対象（2） 対象となる重要な金属資源等

また、本事業における重要な金属資源等については、以下の通りとなります。
詳細は公募要領p.20、別表1をご参照ください。

別表１（本事業における重要な金属等について）

○「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」より

マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン、ウラン

○「日本成長戦略」の「Ⅱ２．（９）マテリアル（重要鉱物・部素材）」より

永久磁石、鉄、アルミニウム、レアメタル、リチウム（再掲）、ニッケル（再掲）、コバルト（再掲）、レアアース（再掲）、銅、亜鉛、スズ、鉛

※ただし、放射性物質を除く。

4. 公募する事業の対象（3） 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。
経費の内容については、交付規程別表第2、第3に定めるものとします。

＜補助対象経費の区分＞

- 事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費
- 上記設備および機器本体を設置するのに必要となる直接工事費、間接工事費、設計費

＜補助対象外経費の代表例＞

- 既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、土地に係る経費、本事業への応募・申請等に係る経費。

交付規程別表第2、第3をご参照ください。

別表第２

１　区分	２　費目	３　細分	４　内　　容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
〜〜〜			

4. 公募する事業の対象（4） 補助対象外経費

以下のような経費は、補助対象経費として計上できません。

- 官公庁等への申請、届出等に係る経費
- 既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む）
- 補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に係る経費
- 予備品
- 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 新古品、中古品（一度でも稼働した設備、整備済み中古を含む）及び既存機器の改造品。なお、既存機器の改造とは、既に設置・稼働している設備に対して行う改修、改造、主要部品の交換による性能変更等をいいます。（本事業において補助対象となる設備は新品であることを要します。）
- 土地及び基礎（杭基礎、底盤等）、道路等の建築土木に係る内容
- 国土交通省港湾局による「港湾機能高度化施設整備費補助金」において補助対象とされている設備等
- 調達先や工事及び開発等委託先への振込手数料
- その他補助事業に関係ない経費

4. 公募する事業の対象（5） 補助対象事業者

本補助金を申請できる者は、次に掲げる者とします。

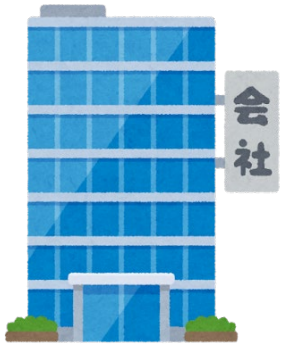
①民間企業

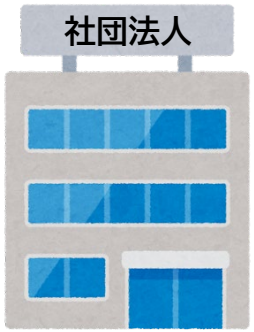
②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

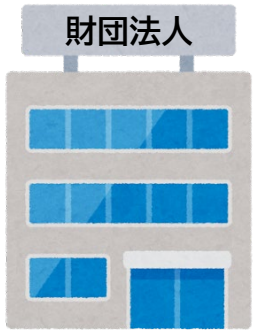
③地方公共団体等

④その他環境大臣の承認を得てPCKKが適当と認める者

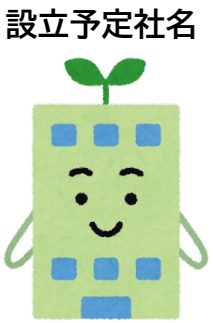
会社を新たに設立し代表事業者として申請する場合は、交付申請時までに設立すること。（申請時は現会社名、予定会社名で可）





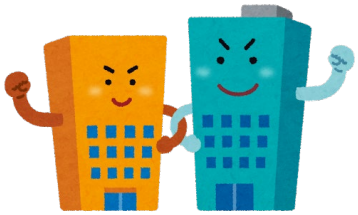






4. 公募する事業の対象（6） 共同申請について

他の事業者と共同で申請をする場合は、補助事業に参画するすべての事業者が前頁の補助事業対象者であることが必要です。本補助事業により財産を取得する者を代表事業者とし、他の事業者は共同事業者となります。（補助金は、代表事業者に支払われます。）また、以下の点に注意して申請を行ってください。



①代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行う必要があります。

②特段の理由がありPCKKが承認した場合を除き、参画者の変更はできません。

③一つの事業スキームで、所有者が異なる複数の設備を導入する場合は、別々に申請が必要となります。（この場合、事業の選定においては一つの事業とし、まとめて審査します）

④応募書類のうち、経理状況説明書（貸借対照表及び損益計算書）、企業パンフレット等については参画事業者すべての提出が必要となります。

⑤リースを活用する場合は、対象設備を保有するリース事業者が代表事業者となり、リースの契約期間に関わらず、補助事業で計画した金属資源等の再生利用について責任を負います。（要件の詳細：公募要領p.7参照）

4. 公募する事業の対象（7） その他留意点

①同一事業者が複数の事業所について申請をする場合
事業所単位で応募してください。一つの申請で複数事業所の応募は認められません。

②導入設備の設置場所について
応募時点で設置場所が確定していること。設置場所未定での応募はできません。
また、必要な設置許可を取得していることが望ましい。

③導入する設備について
設備の製造者等において安全対策をとってください。
据付けは有資格者等が適正に設置してください。

4. 公募する事業の対象（8） 補助事業期間

補助事業期間について

- 原則、交付決定日から令和9年2月末までに補助事業（納品・検収・支払い）を完了してください。

- 補助事業が完了した日から30日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第12）を提出してください。

- 事業の実施期間は原則単年度としていますが、応募時に年度毎の事業経費を区分した実施計画書の提出を前提として、複数年度事業として最大3ヵ年度（令和11年2月）までの事業として応募することが可能です。
 - ☞次年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。
 - ☞補助金の交付申請等は年度ごとに行っていただきます。
 - ☞翌年度以降に事業を廃止する場合はすでに交付した補助金の一部もしくは全部に相当する金額を返納していただく場合があります。

4. 公募する事業の対象（9） 補助金の交付額及び補助率

補助金の交付額及び補助率

対象事業	補助率
①中小企業基本法第2条第1項※1に規定する中小企業者に設備を補助する場合	1/2
②①で規定する者以外に設備を補助する場合	1/3

リースを活用する場合は、貸渡先事業者が①に該当する場合は補助率を1/2とします。

※1 中小企業基本法第2条第1項
この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

5. 補助対象事業の選定方法(1)

- 一般公募を行い決定します。
- PCKKが設置する委員会において、審査基準を策定し、PCKKがその審査基準に基づき厳正に審査を行い、補助金の交付を内示します。
- 申請者には、委員会において、資料を画面共有の上、プレゼンテーション(事業内容の説明)を行っていただきます。
- 応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もあります。

審査項目		
①適格性 合理性	ア	・事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
②事業効果 事業意義	イ	・事業の循環型社会の構築または経済安全保障の確保への貢献
	ウ	・廃棄物の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上
	エ	・事業の先進性

審査項目詳細については、ホームページTOPページに掲載のある「審査基準」をご覧ください。

5. 補助対象事業の選定方法(2)

①ア　事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性（20点）

審査項目		
①適格性 合理性	ア	・事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
②事業効果 事業意義	イ	・事業の循環型社会の構築または経済安全保障の確保への貢献
	ウ	・廃棄物の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上
	エ	・事業の先進性

【主な記載内容】
- 計画処理量・設備処理能力・稼働率・歩留まりの整合性
- 調達先・供給先の確保見込みと妥当性
- 耐用年数期間中の調達・供給の継続性
- 関心表明書・協定書等による裏付け

【加点項目】
- エコ・ファーストに認定されている
- 循環経済パートナーシップ(J4CE)に参加している
- デコ活応援団に参画している
- サーキュラーパートナーズ(CPs)の会員である

▽実施計画書【様式2】 一部抜粋

＜適格性・合理性＞

【ア　事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性】（20 点満点：基礎点 18 点＋加点 2 点）
補助事業実施に当たって、実現性のある具体的な計画であり、かつ実現のための確実で合理的な手法であることを記載してください。

【記載例】
- 計画処理量、設備処理能力、想定稼働率及び歩留まりの整合性
- 地域における再生原料の発生状況を踏まえた、調達先、調達量及び処理量の妥当性
- 再生資源等の供給量、供給先及び用途が、地域又は国内の需要と整合していること
- 耐用年数期間にわたり、調達及び国内供給を継続できる見込み
- 計画の確実性を確認できる関心表明書、協定書、取引実績等の資料

＊　事業の目的・概要に記載した内容を踏まえ、補助事業及び導入する設備等の内容・規模等を具体的に記載してください。
＊　補助事業の実施に必要となる調達先、処理対象物、再生資源等の供給先等が確保できる見込みを記載してください。
＊　確実かつ継続的に事業が行われることを確認するため、調達先及び供給先からの関心表明書等の書類を添付してください。
＊　調達量又は供給量を段階的に増やす計画の場合は、設備能力や関係者との調整状況を踏まえ、実現可能な計画であることを記載してください。

加点項目：
次のいずれかに該当する場合は、該当する項目にチェックを入れ、確認できる資料を添付してください。
- □ エコ・ファーストに認定されている
- □ 循環経済パートナーシップ（J4CE）に参加している
- □ デコ活応援団に参画している
- □ サーキュラーパートナーズ（CPs）の会員である

添付資料：認定証、登録画面、会員証、参加状況が確認できる資料等を添付してください。

5. 補助対象事業の選定方法(3)

②イ　事業の循環型社会の構築または経済安全性保障の確保への貢献（40点）

審査項目		
①適格性 合理性	ア	・事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
②事業効果 事業意義	イ	・事業の循環型社会の構築または経済安全保障の確保への貢献
	ウ	・廃棄物の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上
	エ	・事業の先進性

【主な記載内容】
- 対象金属資源と国内循環上の課題
- 再生資源等の国内供給量・供給先・用途
- 輸入依存の低減、海外流出等からの転換
- 基幹産業への安定供給への貢献

【加点項目】
- 「経済安全保障推進法」に基づく供給確保計画の認定を受けた者に対し、特定重要物資の生産に必要な原材料等として再生資源等を供給している
- 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づく認定を受けている
- 補助事業により設備等を整備する港湾が、循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）に選定されている

▽実施計画書【様式2】 一部抜粋

＜事業効果・事業意義＞

【イ　事業の循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への貢献】（40 点満点：基礎点 20 点＋加点 20 点）

記載例の観点を踏まえ、循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への貢献が分かるように記載してください。

【記載例】
- 対象となる重要な金属資源等及びその国内資源循環に係る課題
- 再生資源等の国内供給量、供給先及び用途
- 天然資源・輸入資源への依存低減に資する内容
- 海外流出、焼却、最終処分等から国内循環へ転換する内容
- 基幹産業への再生資源等の安定供給に資する内容

＊　本事業により、国内における資源循環の促進又は再生資源供給サプライチェーンの強靭化にどのように貢献するかを記載してください。
＊　可能な範囲で、供給量、代替量、国内循環へ転換する量等の定量的な根拠を示してください。
＊　事業の目的・概要及び【ウ】に記載する定量効果と重複しないよう、本欄では社会的・政策的な貢献を中心に記載してください。
＊　関連する資料がある場合は、資料名及び該当箇所を記載してください。

加点項目：
次のいずれかに該当する場合は、該当する項目にチェックを入れ、確認できる資料を添付してください。
□　「経済安全保障推進法」に基づく供給確保計画の認定を受けた者に対し、特定重要物資の生産に必要な原材料等として再生資源等を供給している
□　「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づく認定を受けている
□　補助事業により設備等を整備する港湾が、循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）に選定されている

添付資料：認定通知書、供給先との関係が確認できる資料、港湾の選定状況が確認できる資料等を添付してください。

5. 補助対象事業の選定方法(4)

②ウ　廃棄物の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上（25点）

審査項目		
①適格性 合理性	ア	・事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
②事業効果 事業意義	イ	・事業の循環型社会の構築または経済安全保障の確保への貢献
	ウ	・廃棄物の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上
	エ	・事業の先進性

【主な記載内容】
- 事業区分(①／②)に応じた指標の選択
- 質･量･運搬効率の導入前後の数値
- 改善内容とその実現可能性の説明
- 効果に対する設備投資の妥当性

▽実施計画書【様式2】 一部抜粋

【ウ　廃棄物等の収集運搬の効率化又は供給する再生資源等の質若しくは量の向上】(25 点満点：(2)～(3)における A,B,C：20 点＋(4)の D：5 点)

(1) 対象事業

次の①又は②を行う事業を選択してください。なお、①②両方に係る場合は②を選択してください。

☐ ①再資源化等設備導入事業　→　下記(2) (3)の A,B 及び(4)D に記載してください

☐ ②物流保管施設等導入事業　→　下記(2) (3)の A,B,C 及び(4)D に記載してください

(2) 定量的な内容

選択した事業区分に応じて、該当する評価指標の導入前後の数値を記載してください。なお、下表に示す評価指標は代表例であり、例示以外の評価指標を設定する場合は、指標の定義や算定式等を具体的に説明してください。

また、備考欄に算定根拠・前提条件・根拠資料等を簡潔に記載いただくとともに、下記に示す「※根拠として示す事項」について別紙にて具体的に説明してください。

	評価指標	単位	導入前	導入後	備考
A	有価物の純度・品位・含有率等				
B	再資源化工程への投入量等				
B	再生資源等の回収量・供給量、回収率等				
C	補助額当たりの収集費用削減効果	百万円/トン			考え方は下記に示す算定式を参考とする。この場合、導入前後のトン当たり収集運搬費用を記載してください。

＊　上記以外の評価指標を設定した場合や資源種類ごとに数値が異なる場合等で記入しきれない場合は、行を追加してください。

5. 補助対象事業の選定方法(5)

②エ　事業の先進性（15点）

審査項目		
①適格性 合理性	ア	・事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
②事業効果 事業意義	イ	・事業の循環型社会の構築または経済安全保障の確保への貢献
	ウ	・廃棄物の収集運搬の効率化若しくは供給する再生資源等の質又は量の向上
	エ	・事業の先進性

【主な記載内容】
- 従来困難だった対象物の再資源化
- より高品位な用途への供給
- 選別精度・品質等の従来比での向上
- 国内で事例の少ない技術・スキーム

▽実施計画書【様式2】 一部抜粋

【エ　事業の先進性】（15 点満点）
次の観点を参考に、従来設備又は従来の処理方法と比較して、どの点に新規性・展開性・先導性があるかを記載してください。

【記載例】
- 従来リサイクルが困難であった対象物を再資源化できること
- 従来より高品位な用途への供給が可能になること
- 従来設備と比べて、選別精度、回収対象、品質等が向上すること
- 国内で導入事例が少ない技術又は事業スキームであること
- 先進性を裏付ける技術資料、実証結果、既存設備との比較資料等があること

＊　従来設備又は従来の処理方法と比較して記載してください。
＊　単に「新しい設備を導入する」と書くのではなく、どの点が従来と異なるかを具体的に記載してください。
＊　【ウ】に記載する効果と重複しないよう、本欄では先進性の内容とその根拠を中心に記載してください。
＊　先進性を確認できる資料がある場合は、資料名及び該当箇所を記載してください。

6. 応募の方法(1) 提出書類①

応募に必要な書類は、以下のとおりです。(様式「有」はホームページからダウンロードできます。)

番号	書類名	必須	様式	備考
1	応募申請書【様式1】	○	有	
2	実施計画書【様式2】	○	有	
3	実施計画書の添付資料			
	①資金回収年数がわかる資料	○	ー	ひな形有り
	②廃棄物等の収集先からの関心表明書等	○	ー	
	③再生資源等の供給先からの関心表明等	○	ー	
	④再生資源等の質又は量の向上に関する計画書	○	有	
	⑤導入前後の比較ができる概略図及びフロー図	○	ー	ひな形有り
	⑥事業所内における導入設備の配置計画図	○	ー	
	⑦導入前後の機器仕様一覧表	○	ー	
	⑧事業実施スケジュール(工程表)	○	ー	

6. 応募の方法（2） 提出書類②

番号	書類名	必須	様式	備考
4	経費内訳【様式3】	○	有	
5	経費内訳の添付資料			
	①見積書又は計算書	○	ー	
	②資金調達計画書	○	有	
	③年次計画書		有	複数年度の場合
6	経理状況説明書 （貸借対照表及び損益計算書）	○	ー	直近2ヵ年分提出
7	リース計画に係る関係書類			
	①リース契約書等	ー	ー	応募時には案で良い
	②リース料軽減計算書	ー	ー	
8	暴力団排除に関する誓約書【様式4】	○	有	
9	その他参考資料			
	①企業パンフレット等（共同事業者を含む）	○	ー	
	②廃掃法に基づく許可証の写し	○	ー	

6. 応募の方法（3） 提出書類 補足

各種書類における設備導入後の記載内容について

設備導入後の処理対象物の年間処理量、品目別の国内供給量等について、
「実施計画書【様式2】」では、設備導入後の安定軌道した年度、
「再生資源等の質又は量の向上に関する計画書」は、安定軌道するまでの各年度
に対して記載してください。

▽実施計画書【様式2】 一部抜粋

【リサイクル内容及び再生資源等の供給計画】
下記に示す概要表に補助対象設備等の導入前後におけるリサイクル内容及び再生資源等の供給計画を記載してください。また、間接補助事業終了後に実施する処理量及び供給量の見込みについて、2030年まで年度ごとの数量を記載した Excel ファイル「④再生資源等の質又は量の向上に関する計画書」を別途提出してください。

（概要表）

項□□目	設備導入前	設備導入後（安定稼働：□□□□□年時点）				
処理対象物	異物付き金属くず	異物付き金属くず				
主な調達先	○○（株）	○○（株）				
年間処理量（t/年）	1,000	1,500				
再生資源等の種類・品目	鉄スクラップ	鉄	アルミニウム	銅	ネオジム	タングステン
品目別の国内供給量（t/年）	■◇	○○. ○	▼△. △	◇. ◆	□□	□□
主な品質・規格等	異物率●%	異物率●%	□■	△▼	品位●%以上	品位●%以上
主な国内供給先	△○製鉄	○○金属（株）	○○製鉄（株）	△○金属（株）	△○工具（株）	△○磁材（株）
供給先での用途	製鋼原料	金属原料	製鋼原料	金属原料	磁石原料	超硬合金原料

＊→調達先・供給先が複数ある場合は、予定先を含めて可能な範囲で記載してください。本様式に記入しきれない場合は、該当の欄を追加してください。
＊→補助対象設備が導入されるラインで処理・製造・リサイクルされる内容のみを記載してください。
＊→詳細な効果・算定根拠は、後段の該当欄又は添付資料に記載してください。上表に記載する内容はそれらの添付資料の数値・内容と整合させてください。

▽再生資源等の質又は量の向上に関する計画書

（様式２の別紙）

再生資源等の質又は量の向上に関する計画書

事業者名 ＊＊＊＊＊＊株式会社

項目	種類・品目	単位	記載例又は記載方法	設備導入前の実績値	設備導入後の計画値									
				●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	●●年度	年間平均値
				現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目※	
1. 基本情報														
安定稼働年			調達が安定し、設備能力に見合う処理量・供給量を継続できると見込む年度に★を記入											
安定稼働年の設定根拠			立上げから安定稼働に至る時期の考え方と根拠を右欄に記載											
処理対象物（廃金属資源）の種類			処理対象物を設備導入前と後に分けて記載 例：異物付き金属くず、廃家電、モーター類等											
廃金属資源の主な調達先			主な調達先を記載 例：○○株式会社（複数可）											
2. 設備稼働・処理計画														
導入設備の処理能力		(t/h)	設備の時間当たり処理能力を記載											
導入設備の稼働日数		(日)	年間の予定稼働日数を記載											
1日当たり稼働時間		(h/日)	1日当たりの予定稼働時間を記載											
想定稼働率		(%)	想定稼働率を記載　例：80.0%											
廃金属資源の処理量・投入量		(t/年)	対象ラインの年間処理量を記載											
想定歩留まり		(%)	投入量に対する供給量の割合を記載											
3. 国内供給計画														
品目別の国内供給量	鉄	(t/年)	品目別の年間国内供給量を記載											
	銅	(t/年)												
	アルミ	(t/年)												
	コバルト	(t/年)												
	ニッケル	(t/年)												
	リチウム	(t/年)												
	タングステン	(t/年)												
	ネオジム	(t/年)												
	（　）	(t/年)	上記以外の品目を記載（不足時は行を追加）											
	合計	(t/年)	品目別供給量を自動合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国内供給量の増加量		(t/年)	設備導入前との差を自動計算	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
国内供給量の増加率		(%)	設備導入前に対する増加率を自動計算											
4. 品質・供給先														
主な品質・規格等			品質指標を導入前後で比較できるよう記載 例：異物率5.0%以下、純度99.5%以上											
主な国内供給先			主な国内供給先を記載 例：○○株式会社（複数可）											
供給先での用途			供給先での具体的な用途を記載 例：製鋼原料、磁石原料、電池材料等											

※耐用年数は、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二（機械及び装置の耐用年数表）第24号より「その他の製造業用設備：9年」と仮定する。

6. 応募の方法(4) 提出方法

■アップロードシステムの利用登録(マイページの作成)
ホームページにアクセスし、TOP＞応募ページより応募フォームへ進み、
案内に従って進めてください。
ホームページ:https://pacific-hojo3.com/circular-supply-chain/

■応募書類の提出方法
アップロードシステムの利用登録が終わりましたら、
事務局より送付されるメール内のURLから**マイページ**にアクセスしてください。
ログイン後、マイページより応募書類をアップロードしてご提出ください。
※2度目以降のログインも同様の**メール内のURLからマイページ**にアクセスして
ログインください。(※詳細はファイルアップロードシステムの手引き参照)

提出期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月16日(金)17:00

7. 交付決定

採択事業者には、採択通知を送付しますので、申請者は、事務局に交付申請書と必要書類を提出してください。PCKKは、提出された交付申請書の審査を経て、補助金の交付が適当と認められる事業について、交付決定を通知します。

交付決定までの審査期間は、2～3週間程度を想定しています。ただし、書類に不備がある場合は、交付決定までに時間を要することがあります。

- 補助事業の開始日は、事務局が交付決定通知書を発行した日です。
- 補助事業の開始日より前に発注した機器等は補助対象経費として認められませんので十分にご注意ください。
- 詳細は「交付申請・経理処理・実績報告の手引き」をご覧ください。

8. 問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

再生材供給サプライチェーン構築支援事業事務局
（執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社）

TEL　：050-5444-0664
（受付時間：平日10：00～12:00、13:00～17:00）
※土日、祝日、年末年を除く
E-mail：recycled-materials@sc.pacific-hojo.jp

※メール件名記入例：【株式会社〇〇〇】〇〇〇〇事業についての問い合わせ」
※プロジェクト番号（S10XXX）をご用意の上お問い合わせ下さい。
※お問い合わせの内容によりましては、回答までにお時間を要する場合があります。
※上記以外へお問い合わせされた場合、回答できない場合がございます。
※社外からの添付ファイル付きメールの受信に制限をかけている場合は、申請前に上記のメールアドレスからの制限を解除するよう設定してください。

質疑応答

事前に頂いた質問に対する回答は下記の通りです。

Q1 「みなし大企業」は中小企業に該当しますでしょうか？

A1　本事業では「みなし大企業」は中小企業として取扱います。

質疑応答

事前に頂いた質問に対する回答は下記の通りです。

Q2　複数年度事業においては毎年度、審査委員会にて採択が決まるのでしょうか？

A2　翌年度以降の継続審査会は行いません。複数年度事業では初年度の採択をもって、複数年度分の採択とみなします。

ただし、公募要領にあるとおり、複数年で採択されたとしても、2年目以降の補助を確約するものではございません。該当する年度の予算が確保されることが前提となります。また、年度ごとの交付申請及び交付審査は実施します。

質疑応答

事前に頂いた質問に対する回答は下記の通りです。

Q3　海外ブラックマスの無害化焙焼の追加設備投資は補助対象でしょうか？

A3　公募要領「2.（2）ア 対象事業の要件」①に示すとおり、「廃棄物等から重要な金属資源等を再生利用することを目的に、廃棄物等の焙焼に係る設備を導入する事業であって、国内に供給する再生資源等の質又は量の向上に資するものであれば、対象となる場合がございます。

廃棄物等の由来（国内／海外）は限定しておりません。
ただし、再生材については、国内に供給することが要件となります。

質疑応答

事前に頂いた質問に対する回答は下記の通りです。

Q4　公募要領では土木工事および建築工事が補助対象外費用とされていますが、製品の受入れ・払出しを行うためのバース（ヤード）整備費用についても同様に補助対象外との理解でよろしいでしょうか？

A4　バース（岸壁・係留施設等）及びヤードの整備費用は、土地・基礎・道路等の建築土木に係る内容に該当するため、補助対象外となります。

ただし、当該施設内に保管施設等を導入する場合は、その限りではございません。

質疑応答

事前に頂いた質問に対する回答は下記の通りです。

Q5　既存設備における再生材供給の能力向上のためのボトルネック解消のための設備導入も含まれますでしょうか？

A5　既存ラインのボトルネック解消を目的とした設備であっても、新たに新品の設備を導入し、国内に供給する再生資源等の質又は量の向上に資するものであれば対象となり得ます。

ただし、既存機器の改造（既に設置・稼働している設備に対する改修、改造、主要部品の交換による性能変更等）は補助対象外です。

質疑応答

事前に頂いた質問に対する回答は下記の通りです。

Q6　応募書類のうち、「9. ②廃掃法に基づく許可証の写し」は必ず必要でしょうか？

A6　許可等の要否は、事業所所在地を管轄する地方公共団体が判断するものです。事前に当該地方公共団体へご確認ください。

　確認の結果、許可等が不要とされた場合は、取得の必要はございません。この場合は、許可が不要である理由（有価物の受入である等）及び地方公共団体への確認状況（相談記録等）を記載した書類を、許可証の写しに代えてご提出ください。